

## 知事部局 出先機関の再編・整備

地方分権の進展、IT化の進展などを踏まえ、新たな時代の要請に応え得る簡素で効率的な体制づくりにより、県民サービスの向上を図ります。

## (1) 県民センターの設置～支庁の見直し～

市町村合併や地方分権の進展による市町村の機能強化を踏まえ、総合出先機関である支庁は廃止し、旅券発給や各種相談窓口など地域に密着した事務や、地域特性から生じる課題に迅速に対応するため、新たに県民センターを設置します。

10 支庁            5 県民センター    5 事務所

## (2) 支庁税務課・県税事務所の単独事務所化

支庁税務課・県税事務所は名称、業務内容が県民にわかりにくいという意見があること、また、独立した専門性の高い業務を行っていることから、県税事務所として単独事務所化します。

10 支庁税務課・5 県税事務所            13 県税事務所    2 支所

## (3) 健康福祉センターの設置～支庁社会福祉課と保健所の統合～

保健と福祉の総合的情報提供及び窓口の一本化

県民の健康を守る健康危機管理

介護保険や支援費制度に対応した地域福祉の推進

これらの3つの機能を強化するため、支庁社会福祉課と保健所を統合し、健康福祉センターを設置します。

なお、健康福祉センターは地域保健法に規定する保健所とし、県民になじみのある保健所という名称も併用します。

10 支庁社会福祉課、14 保健所            14 健康福祉センター〔14 保健所〕

## (4) 農林振興センターの設置～農林関係出先機関の再編～

ソフトとハードを一元的に管理し農林関係事業の総合的な展開を図ることにより、本県農林業の発展に資するため、支庁農林振興課、農業改良普及センター及び土地改良事務所を統合・再編し、農林振興センターを設置します。

10 支庁農林振興課

10 農業改良普及センター

10 農林振興センター

10 土地改良事務所（1 支所）

両総用水管理事務所